

個人情報の取扱いに関するアンケート結果

平成26年10月末時点

市町名	個人情報をどのように収集しているか？			
	①手上げ方式	②同意方式	③関係機関共有方式	④その他
桑名市		○		
木曾岬町		○		
いなべ市	○			
東員町	○	○	○	
四日市市		○		
菰野町	○			
川越町				○(安心カプセル事業)
朝日町		○		
鈴鹿市	○			
亀山市		○		
津市	○			
伊賀市		○		
名張市		○		
松阪市	○			○(関係部局で把握する避難行動援護者情報を集約)
多気町	○			
明和町	○			
大台町	○	○		
伊勢市	○	○		
玉城町	○	○		
度会町	○	○		
大紀町	○	○		
南伊勢町	○	○	○	
鳥羽市	○		○	
志摩市	○	○		
尾鷲市		○		
紀北町			○	○(民生委員による調査での情報収集及び希望)
熊野市		○		
御浜町	○			
紀宝町	○	○		
合計	18	18	4	3

- ① 手上げ方式: 自ら希望した者について情報を収集する
- ② 同意方式: 要援護者への働きかけにより情報を収集する
- ③ 関係機関共有方式: 個人情報保護条例中の個人情報の目的外使用。提供に関する規定に基づいて関係機関で共有する。

個人情報の取扱いについての課題

課題	今後の検討事項
<p>【関係機関の理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期等に伴う要援護者台帳保管者の引き継ぎにより、個人情報保護や制度に関する認識が希薄になってしまう。個別支援プランの作成および要援護者の支援には、避難支援等関係者の協力が不可欠であるが、関係者の制度に対する理解が異なり、台帳を活用した支援体制の構築が進まない。 ・各自治会長又は自主防災会長に要援護者台帳を交付する際、台帳の厳重管理などについて誓約により受領してもらうが、台帳受領を拒否される場合がある。 ・地区組織から「昨年度の名簿はもらっていない」と言われるなど、引き継ぎや管理の不十分さが見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護や制度について、関係機関への理解促進
<p>【関係機関への情報提供範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員の活動に利用するための個人情報を提供する仕組みが自治体にはない。そのため、包括として仕組みづくりから行わなければならない、自治体全体の個人情報の取扱いに関するコンセンサスが必要である。 ・地域ケア会議等の多職種会議において、行政・包括以外の参加者へ個人情報をどこまで出して話を進めていくか。 ・各関係機関への情報提供の際、開示できる情報量について判断しかねる部分がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような情報を、誰にどこまで提供するかという自治体における基準や仕組みづくり
<p>【要援護者台帳の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体で管理している要援護者台帳と、一方で包括が介護支援専門員からの要援護者台帳を管理し、避難の際に施設の空き情報や避難状況に利用しているが、自治体との台帳の突合をしていない。 ・平成25年に改正された災害対策基本法では、要援護者台帳の情報提供先に警察署は含まれているが、改正前の警察署が情報提供先に含まれていない時に作成した台帳の取扱いに苦慮している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者台帳を有効に取扱うための整理